平成２６年（フ）第２５号
金沢市高柳町ソ２番地70
債務者　内装カワイこと　川合　善一
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２９号
石川県白山市手取町コ57番地４
債務者　村田　一男
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号
石川県河北郡津幡町字杉瀬ロ46番地３
債務者　山本　道信
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４号
本巣市仏生寺648番地１
債務者　鵜飼　和宏
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４８号
岐阜県瑞穂市古橋1157番地１　メープルタウンＡ―106号、前住所岐阜県瑞穂市別府1439番地１　レジデンススピカＡ―101号
債務者　田村　高広
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２２９８号
愛知県瀬戸市松原町３丁目281番地　モール松原103
債務者　稲田　祐二
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３９３号
愛知県瀬戸市原山台７丁目１番507号、従前の住所愛知県日進市赤池１丁目2408番地
債務者　安田　英子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５号
名古屋市中川区中島新町４丁目1510番地　さくらマンション中川506号
債務者　中曽　明美
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２６号
愛知県瀬戸市中水野町２丁目23番地の38
債務者　永吉さなえ
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５５号
名古屋市守山区新守西102番地　エステート新守203号
債務者　安次富直紀
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４０号
大津市朝日が丘１丁目23番１―401号
債務者　金森小麻里
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６９号
滋賀県甲賀市信楽町神山598番地１、前住所滋賀県甲賀市信楽町長野429番地１―301号
債務者　大原　きよ
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５号
滋賀県彦根市彦富町631番地８フォーレス天平205
債務者　荒川　奈々
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４４６号
奈良市田中町450番地の１　ヒルズ幸和208号
債務者　中村　彰弥
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号
奈良県大和郡山市小泉町958番地
債務者　山口　幸治
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４２号
奈良市東九条町960番地　県住姫寺団地３―301号
債務者　吉永こと　章　　美子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９２号
広島市佐伯区美の里１丁目２番25号
債務者　堀川チヱコ
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所民事第４部